

イーストスプリング・インド国債ファンド（3ヵ月決算型）

愛称：+αインド国債（プラスアルファインド国債）

第3期決算のお知らせ

当ファンドは、2025年11月25日の第3期決算において、基準価額水準や市況動向等を勘案した結果、分配金（1万口当たり、税引前）を100円としましたのでお知らせいたします。

分配金（1万口当たり、税引前）

第3期（2025年11月25日）

100円

当期分配金（1万口当たり、税引前）を100円に決定

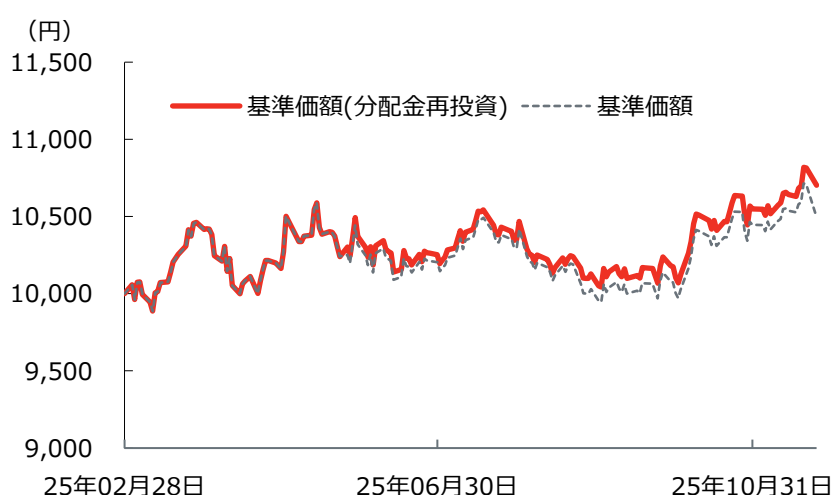
当ファンドは、インド国債に特化したインド債券ファンドとして2025年2月28日に設定され、第1期と第2期決算時に50円（1万口当たり、税引前）の分配金をお支払いしてきました。2025年11月25日時点での基準価額は10,498円、基準価額（分配金再投資）は10,703円と、設定来のパフォーマンスも堅調に推移しています。また、2025年10月末時点でのマザーファンドの債券ポートフォリオの平均最終利回りは6.7%と相対的に高い利回りを維持しています。このような当ファンドの基準価額水準やパフォーマンス、市況動向等を総合的に勘案し、当期の分配金を100円に決定しました。

■ 分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	第1期 2025/5/26	第2期 2025/8/25	第3期 2025/11/25			設定来累計
分配金	50 円	50 円	100 円			200 円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■ 設定来の基準価額の推移／ファンドの運用実績（2025年2月28日～2025年11月25日）



期間別運用実績（騰落率）
（基準日：2025年11月25日）

1ヵ月	0.6%
3ヵ月	5.3%
6ヵ月	4.5%
1年	-
3年	-
設定来	7.0%

2025年11月25日
基準価額
(分配金落ち後)
10,498円

※基準価額は、信託報酬（後掲の「ファンドの費用」をご参照ください）控除後の数値です。 ※基準価額（分配金再投資）は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。 ※ファンドの期間別運用実績は、基準価額（分配金再投資）をもとに計算した騰落率です。また、各期間の応当日が休業日の場合はその前営業日の基準価額（分配金再投資）を使用して計算しています。 ※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。
また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

英国ブルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

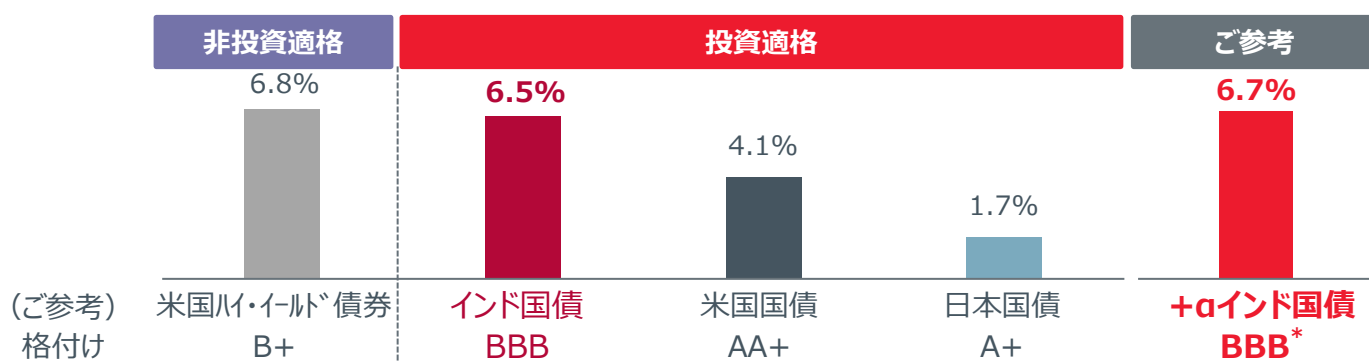
+αインド国債の魅力

- 相対的に高いポートフォリオ利回り
- インド国債の格付けは投資適格（BBB格）
- インカム収益の積み上げが中長期のトータルリターンに貢献

相対的に高い利回り、投資適格

- インド国債の格付けは投資適格のBBB格でありながら、10年債の利回りは6.5%と相対的に高くなっています。
- 当ファンドのマザーファンドの債券ポートフォリオは、平均最終利回りが6.7%となっています。

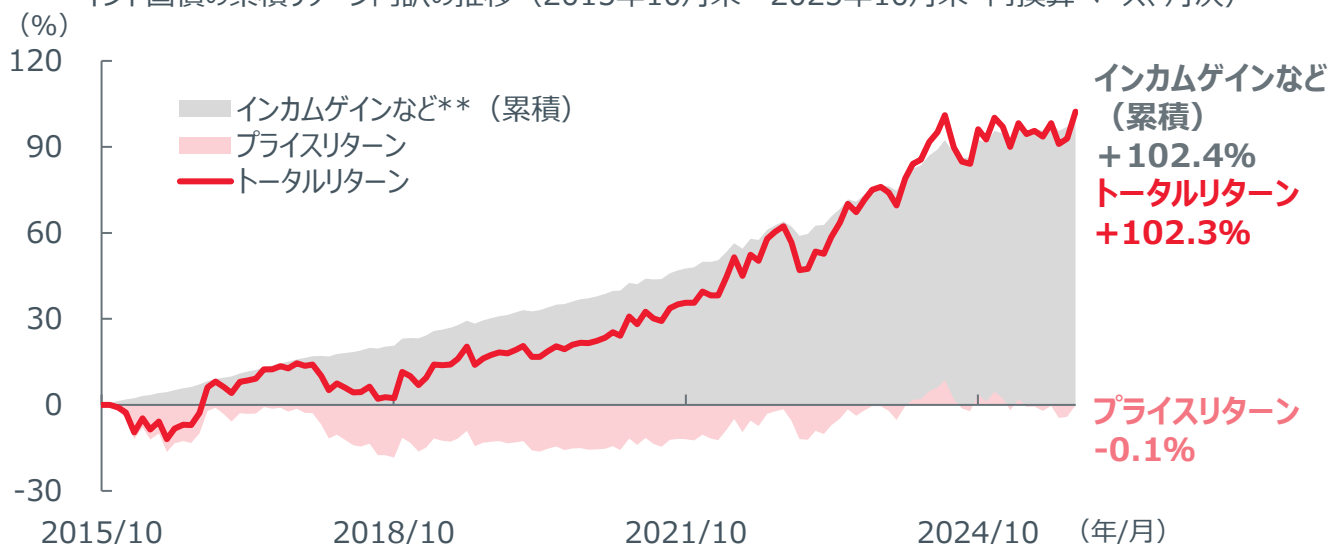
+αインド国債、各国の10年国債、米国ハイ・イールド債券の利回り（2025年10月末時点）



インカム収益の積み上げが長期のリターンに貢献

- インド国債は米国ハイ・イールド債券等と比較して価格変動リスクが低く、長期で安定したインカム収益が期待できます。
- 長期で安定したインカム収益を積み上げることで、中長期のトータルリターンに繋がっています。

インド国債の累積リターン内訳の推移（2015年10月末～2025年10月末 円換算ベース、月次）



出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

上図：米国ハイ・イールド債券：ICE BofA US High Yield Indexの最低利回り、コンポジット格付けを使用。インド、米国、日本の国債：各国の10年国債の自国通貨建て最終利回り、各国の格付けはS&Pおよびムーディーズの自国通貨建て長期債格付けのうち、より高い方の格付けを使用。格付け記号はS&Pの表記方法で表示。*+αインド国債の債券ポートフォリオの平均格付け。平均格付けは、S&Pおよびムーディーズの格付けをもとに、イーストスプリング・インベストメンツが独自の基準に基づき加重平均して計算したものであり、イーストスプリング・インド国債ファンド（3ヵ月決算型）／（年2回決算型）およびマザーファンドの投資信託証券にかかる信用格付けではありません。

下図：2015年10月末を100として指数化。**「インカムゲインなど」は、トータルリターンからプライスリターンを差し引いて算出。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

*ICEの指数データは、ICE Data Indices, LLC、その関係会社（以下「ICE Data」）及び／またはその第三者サプライヤーの財産です。ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。
また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

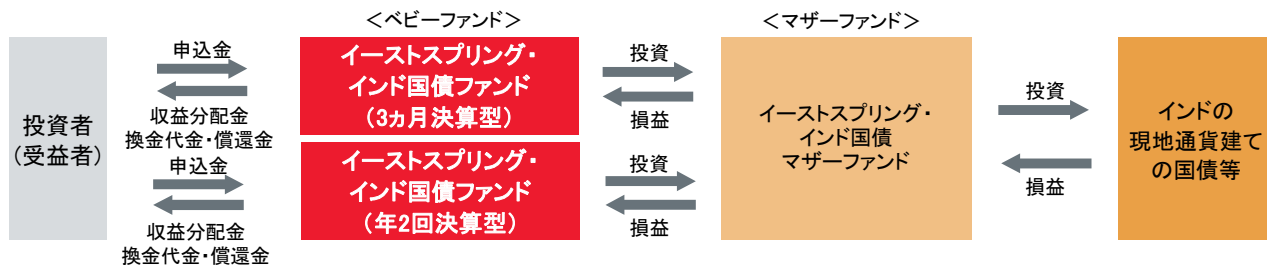
ファンドの特色

1 主としてインドの現地通貨建ての国債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指します。

※国債以外のインドの現地通貨建てのソブリン債にも投資する場合があります。

ファンドの仕組み

- ▶ 当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング・インド国債マザーファンド」への投資を通じて、主としてインドの現地通貨建ての国債に投資します。
- ▶ 「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



2 マザーファンドの運用は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

3 外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

- ▶ 組入れた外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いません。そのため、ファンドの基準価額は、有価証券の値動きに加え、円対インドルピーの為替相場の動きに影響を受けます。

4 <3ヵ月決算型> と <年2回決算型> の2つのファンドがあります。

<3ヵ月決算型>

- ▶ 原則として、毎年2月、5月、8月、11月の各24日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 継続的に分配を行うことを目指して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

<年2回決算型>

- ▶ 原則として、毎年2月24日および8月24日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ▶ 元本の成長を重視して、分配金額を決定します。分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社について

175年以上の歴史を有する

英国の金融サービスグループの一員です。

- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、1999年の設立以来、日本の投資家のみなさまに資産運用サービスを提供しています。
- ▶ イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社は、アジア・アフリカ地域を中心に業務を展開しています。
- ▶ 最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2024年10月末現在、アジアでは16の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。

<充実したアジアのネットワーク>



投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するため、基準価額の下落要因となります。当ファンドは主に債券を実質的な投資対象としますので、金利変動による債券価格の変動の影響を受けます。



信用リスク

債券の価格は、発行者の経営・財務状況によっても変動します。特に発行者に債務不履行やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があります。



カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



外国の税制変更リスク

インドの現地通貨建て債券への投資によって得られた収益に対して課税される場合があります。これらは、当ファンドが実質的に負担します。インドにおける税金の取り扱いについては、関係法令・制度等の解釈が必ずしも安定しておらず、また、将来変更されることがあります。これらは基準価額の下落要因となる場合があります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流出入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取消することがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- インドの現地通貨建て債券への投資にあたっては、インド現地の税務アドバイザーの中から受託会社が一社を指名し、当該税務アドバイザーの指示に従って納税を行います。日本の契約型投資信託からのインドの現地通貨建て債券への投資にあたっては、税の取扱いに関して、税務アドバイザーによって見解が異なる場合があります。
- 外国投資家のインドの現地通貨建て債券への投資には、投資ライセンス等を取得・維持する必要があるほか、投資枠の制限等の取引規制が設けられることがあり、その規制状況によっては、運用上の制約を受ける場合があります。
- 法令、税制ならびに投資規制等は、今後、変更される場合があります。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、原則として購入・換金のお申込みはできません。 ①インドの金融商品取引所の休場日 ②インドの銀行休業日 ③シンガポールの銀行休業日 なお、上記以外に委託会社の判断により、購入・換金申込受付不可日とする場合があります。
申込締切時間	原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	無期限(2025年2月28日設定)
繰上償還	以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①各ファンドについて、純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	<3ヵ月決算型> 毎年2月、5月、8月、11月の各24日(休業日の場合は翌営業日) <年2回決算型> 毎年2月24日および8月24日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<3ヵ月決算型> 原則として毎年4回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 <年2回決算型> 原則として毎年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンド 7,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、毎年2月および8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率0.847%(税抜0.77%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。 <運用管理費用(信託報酬)の配分>	
	委託会社	年率0.550%(税抜0.50%)
	販売会社	年率0.275%(税抜0.25%)
	受託会社	年率0.022%(税抜0.02%)
その他の費用・手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは2月および8月の計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。	

※委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の委託先への報酬が含まれます。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人 委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。
受託会社	株式会社りそな銀行 当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。
販売会社	販売会社に関しては、次ページをご覧ください。 販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

販売会社一覧 投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お申込先

(3ヵ月決算型)

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
松井証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)		○	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)(インターネット専用)		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○	

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

(年2回決算型)

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
松井証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)		○	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)(インターネット専用)		○	関東財務局長(登金)第10号	○		○	

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

照会先：
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
TEL.03-5224-3400
(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)
ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。